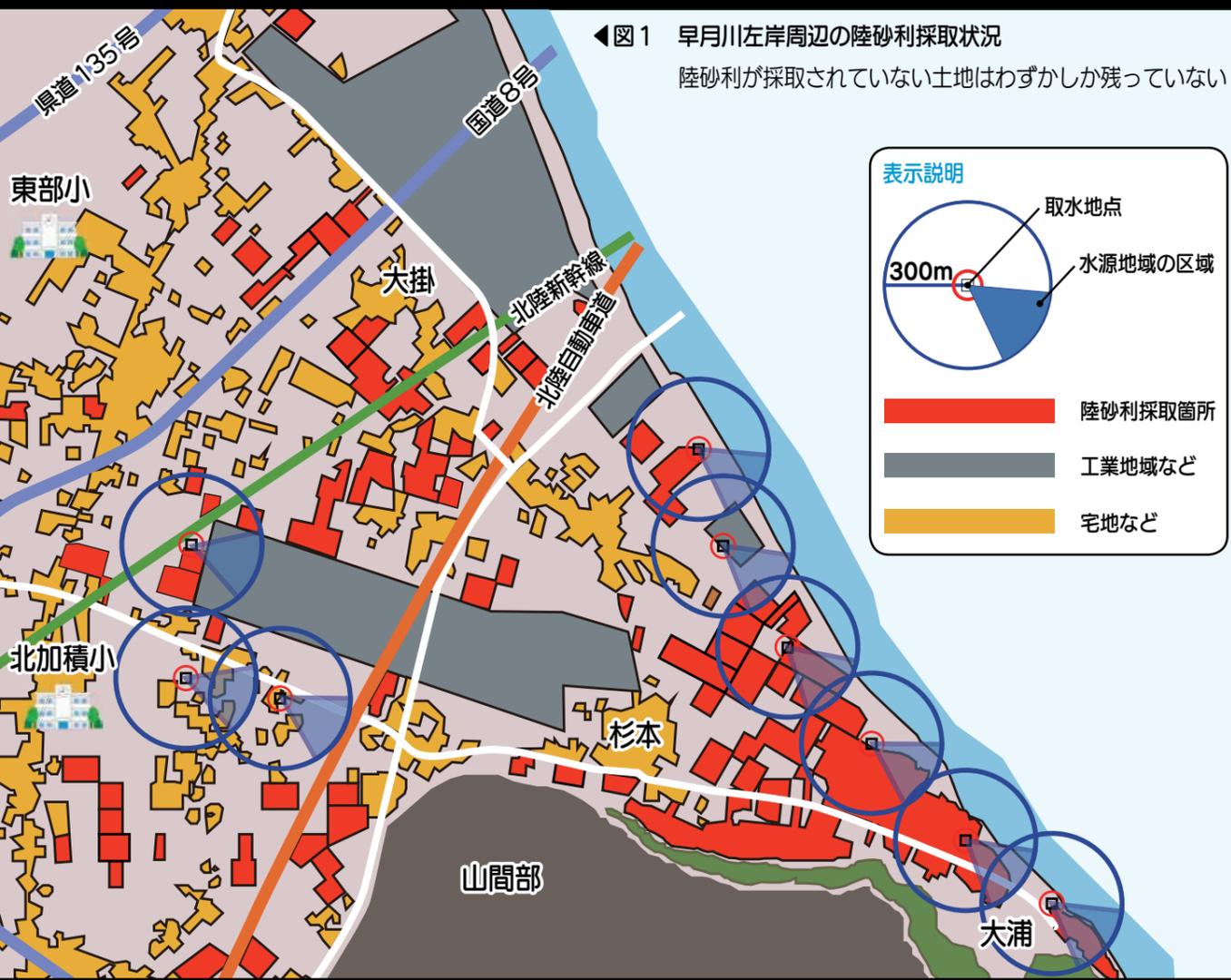




■陸砂利採取状況を記者に説明する上田市長



■市内の陸砂利採取の現状を周知するため8月12日に記者会見を開催



「地下水の役割と陸砂利採取の現状」

「陸砂利」についてご存じだろうか？川の流路に沿う沖積低地の田畑の下に堆積している砂利のことだ。この陸砂利が早月川左岸周辺を中心に採取され続けている。陸砂利が採取され続けられれば、地下水への影響や今後の市の発展に大きな支障が出るため、規制をしていく必要があるとして、8月12日に市役所で記者会見が開かれた。

会見では、上田市長が陸砂利採取を規制する必要性などを説明するとともに、採業者の違法行為を発表。その席上で「採業者の管理・監督を行うべき富山県の手エック機能が働いていないように思う。現状より悪い状態の水環境を後の世代に残すことはできない」と訴えた。

地表の水（雨水や河川水）が地下に浸透し、地下水となることを涵養という。早月川左岸に堆積した良質な砂利は、この涵養を助け、富山湾に清らかな水を注ぎ込む。

この一連の流れが、山からの豊富なミネラルを海に運び、その海洋生物の多さから「天然のいけす」と呼ばれる富山湾を形成する要因の一つとなっている。

富山県では平成25年に、県民が安心して暮らすことができる環境を将来の世代に引き継ぎ、水源である森林などの地域を無秩序な開発から未然に守るため、「富山県水源地域保全条例」を制定した。

この条例では、市内で11カ所の水道水源地在指定地域として指定され、うち、8カ所が早月川左岸周辺となっている。

この保全地域の近辺で、田畑に埋蔵する良質な砂利が多量に採取されていることをご存じだろうか。採取された砂利は、コンクリート原料やアスファルトの路盤材などとして用いられている。

県内における陸砂利採取の現状はこうだ。経済産業省と国土交通省が取りまとめた『平成25年度砂利採取業務状況報告書集計表』によれば、平成25年度に県内で採取された陸砂利の採取量は、227万立法メートル（東京ドーム約2個分）となっており、その割合は全国で採取された陸砂利の10%弱にのぼる。



図2 採取場所に埋められていた廃タイヤなど



図3 有筋コンクリート塊



図4 多量のコンクリート塊



掘削深が地下水脈まで達し、地下水が溢れ出した事例も



砂利採取の認可が下りると広い範囲で多量の良質な陸砂利が採取される



地下水を涵養する水田

市内では、早月川左岸周辺を中心に採取されており、図1(前頁)はこれまでに採取された場所を赤色で示している。
早月川左岸で砂利が採取されはじめたのは昭和57年以降のことだ。それ以前は、早月川の河床から砂利が採取されていたが、河床低下により河川管理施設や許可工作物などの維持管理に支障を与えるおそれがあるとして、富山県が早月川(河口部を除く)での砂利採取を規制。以降、砂利採取は河川から田畑へと場所を変え、現在も早月川左岸周辺で採取されている。

『何が埋められたか分からぬ不安』

陸砂利が採取されたあとは、通常の土砂または土石で埋め戻さなければならぬ。しかし、良質な陸砂利に代わって山土砂などの粘性土で埋め戻されることで、地表の水が地下に浸透する能力が落ちる。その結果、地下水への涵養量が減少し、富山湾の生態系に悪影響を与えないかという懸念がある。
埋め戻しに際して懸念されることはこれだけではない。
図2(4(前頁))は、平成19年ごろに市内で行われた大規模公共工事の際、栗山地区の土地から出てきた多量の産業廃棄物だ。コンクリート塊や鉄筋、廃タイヤなど、様々な廃

また、住宅団地や工業団地などの大規模な開発が行われる場合、たとえその土地が陸砂利を採取されていないとしても、周囲でそういった土地があることで、周囲の土地まで資産価値が下がってしまうのだ。
3つ目は、市の発展を阻害するということだ。

現在、政府は人口急減・超高齢化という国が直面する課題に対し、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生するため、『まち・ひと・しごと創生本部』を設置し、地方創生をすすめている。
定住・移住の推進もまた、この地方創生の柱の一つであり、市としても、これまで以上に活力のあるまちづくりをすすめるため、『滑川市ひと・まち・産業(しごと)創生総合戦略』の策定をすすめている。

しかし、先ほど2つ目の理由にあげたように、陸砂利が採取されていると、企業など、買い手側も土地の購入を躊躇(ちゅうちゆ)してしまふ。そうなることで住宅団地や工業団地として造成できなくなり、地方創生をすすめる際の大きな支障となる。

『大切な地下水を後の世代に残すために』

市では、これ以上市内で陸砂利が乱掘(らんくわ)されないよう、富山県や市議会に対し、働きかけを行っている。
富山県に対しては、去る8月12日、

棄物が埋められており、その総量は10トトラック約340台分相当にのぼる。

この事例は昭和60年ごろに陸砂利採取を行っていた業者が、採取後の埋め戻しの際に産業廃棄物も併せて埋めたものと推測される。

これらの廃棄物は深さ約7メートルの地点から見つかったが、掘り起こした際、許可された掘削深である10メートルを超え、最大16・1メートル掘られていたなど、違法行為の実態が浮き彫りとなった。

『なぜ、陸砂利採取を規制したいのか』

滑川市が陸砂利の採取を規制したい主な理由は次のとおりである。

1つ目は、前述のとおり、地下水涵養の阻害や環境へ悪影響を及ぼす可能性があるからだ。

2つ目は、資産価値の低減と、土地の利用形態の制限である。

陸砂利が採取される土地の多くが、田畑となっているが、陸砂利が採取されると、その土地の地盤が弱くなるため、農用地以外の用途への転用が妨げられてしまふ。

また、全国的に液化化現象で建築物に大きな被害などが発生した事例もあったことから、地盤改良が必要となる場合、多額の費用がかかる。このため、売買するにも土地の資産価値が低くなってしまふ。

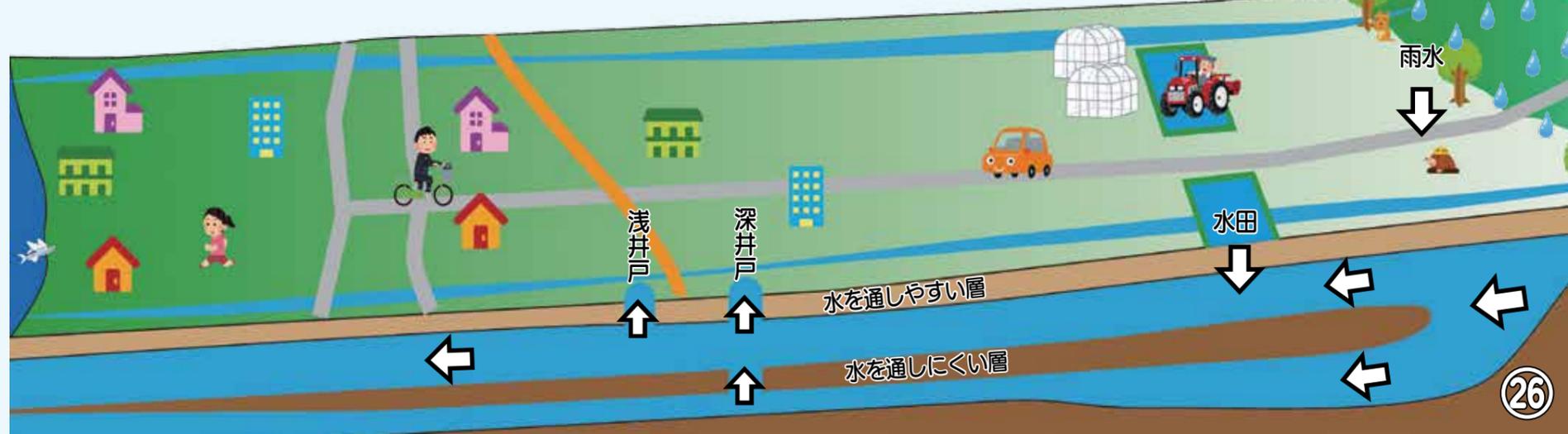
砂利採取の認可などの事務を行ってることから、『砂利採取法』や『富山県行政手続条例』に基づき、すでに採取された土地で土壌汚染や、地盤災害が発生しないか確認するため、ボーリング調査をするよう要請書を提出したほか、陸砂利採取の認可権限を市に移譲するよう要望している。
市議会に対しては、9月市議会定例会に陸砂利採取を規制するための条例案を提出。あわせて、市独自にボーリング調査をするための費用を補正予算案として計上した。

9月市議会定例会での審議の結果、条例案は、民生環境委員会で継続して審査されることとなったが、ボーリング調査の費用については、複数の修正案が議員から提出され、この予算が削減された修正案が可決された。

これらの結果を踏まえ、上田市長は議会閉会日の9月11日に記者会見を開き、「市議会での審議の結果は真摯(しんしん)に受け止めた。一方で、この問題は今後の滑川の将来を大きく左右する問題であるだけに、語る会の開催など、この問題の重要性について、市民と共有していきたい」と強調した。



地下水の流れ(イメージ)



Point! 陸砂利採取は・・・

- 採取跡地は、将来にわたり適正な土地利用が阻害される
 - 農用地以外の用途への転用が妨げられる
 - ①住宅地として使用することが困難(液化化、軟弱地盤、改良に多額の経費が必要)
 - ②工業用地として使用できない(企業進出・誘致、既存企業用地の拡張などが阻害される)
 - ③土地の価値を下げる(利用制限がある土地、瑕疵がある土地、費用がかかる土地)
- すでに市内151ヘクタールで陸砂利が採取されている
 - 採取された陸砂利の多くは、市外・県外へ流通し、販売されている
 - 採取業者はすべて市外業者
- 市民の共有財産である地下水の保全が阻害される
 - 乱掘・深掘りによる地下水脈の分断
 - 埋め戻し土砂・土石などによる地下水涵養への悪影響、土壌汚染、地下水汚染の恐れ
 - 富山湾に流れ込む地下水と海水のバランスが崩れ、生態系に影響を与える